

Ⅲ. 地域福祉

地域福祉とは、一人ひとりの尊厳と人権を最大限に尊重する視点を持ちつつ、すべての人が住み慣れた地域の中で、その人らしく、安心して自立した生活を送ることができるようにするために、地域住民、福祉事業関係者、行政等が協働し、地域全体で生活課題の解決を目指すものです。

1. 重層的支援体制整備事業

事業名 重層的支援体制整備事業 （担当課 健康福祉部、子ども未来部）

事業開始年度	令和3年度		
8年度予算	—	前年度決算	—
補助率		根拠法令等	社会福祉法

目的 既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する。

事業内容

区分	事業名	所管課	参照 (保健福祉事業概要)
相談支援	地域包括支援センター運営事業	健康福祉部長寿支援課	84ページ
	障害者基幹相談支援センター運営事業	健康福祉部障害者福祉課	21ページ
	子育て世代包括支援事業	子ども未来部 子ども子育てサポートセンター	319ページ
	生活困窮者自立相談支援事業	健康福祉部生活支援第2課	98ページ
	支え合いの仕組みづくり事業 (アウトリーチ事業)	健康福祉部地域福祉課	89ページ
	支え合いの仕組みづくり事業 (多機関協働事業)	健康福祉部地域福祉課	89ページ
参加支援	支え合いの仕組みづくり事業 (参加支援事業)	健康福祉部地域福祉課	89ページ
地域づくり	地域介護予防活動支援事業	健康福祉部長寿支援課 健康福祉部地域福祉課 健康福祉部地域保健課	83ページ
	生活支援体制整備事業	健康福祉部地域福祉課	93ページ
	地域活動支援センター運営事業	健康福祉部障害者福祉課	22・40ページ
	子育て交流プラザ運営事業	子ども未来部子ども政策課	246ページ
	児童センター運営事業		256ページ
	つどいの広場事業		255ページ
	地域子育て支援センター事業		249ページ
	生活困窮者社会資源活用促進事業 絆づくり補助事業	健康福祉部生活支援第2課 協働推進部協働推進課	101ページ —

※各事業の詳細は記載する各ページを参照のこと

2. 支え合いの仕組みづくり事業

事業名 支え合いの仕組みづくり事業（担当課 地域福祉課）

事業開始年度	平成 17 年度		
8 年度予算	50,442千円	前年度決算	52,341千円
補 助 率	—	根拠法令等	社会福祉法

目 的 地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築や災害時の地域での支え合いの体制づくり、見守り活動や孤立防止を推進する。

事業内容 （1）「支え合うところあふれるまち」をつくるため、“個別支援の成果や課題を活かした地域づくり”と“地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決”をめざし、以下の3つの視点を持ってくるめ支え合うプラン（久留米市地域福祉計画・地域福祉活動計画）を推進する。

- ・ともにあるところを育む
- ・支え合う地域をつくる
- ・安心できる仕組みをつくる

（2）効果的な避難行動要支援者支援の充実に向け、各校区で避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練等を実施することにより、避難行動要支援者の個別支援計画の具体化等に取り組む。

【避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練実施状況】

年度	R3	R4	R5	R6	R7
実施校区数	9	19	22	18	22
参加者数	447	1,140	1,091	974	1,203

（3）地域住民や自宅を訪問する事業者が、日常の活動や業務の中で、「郵便物がたまっている」、「何日も洗濯物が干されている」というような異変に気づいた場合には、市が開設する通報窓口（くるめ見守りほっとライン）へ通報する、『くるめ見守りネットワーク』を、平成25年12月より開始した。地域全体で見守り活動を行い日常生活における異変を早期に発見し、支援につなげる取り組みを推進し、地域での支え合いの意識を広げていく。

【くるめ見守りほっとライン通報件数】

年度	R3	R4	R5	R6	R7
通報件数	46	37	41	36	20
うち安否確認	38	34	39	25	18
その他問合せ等	8	3	2	11	2

（4）本人や世帯の複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、次の支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組む。

- ・本人や世帯の属性に関わらず受け止める「相談支援」
- ・本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」
- ・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」

3. 社会福祉審議会

事業名 社会福祉審議会 （担当課 地域福祉課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
8 年度予算	1,364千円	前年度決算	826千円
補 助 率	—	根拠法令等	社会福祉法 久留米市社会福祉審議会条例

〔審議会の概要及び目的〕

社会福祉法第 7 条 1 項の規定に基づき、中核市移行に伴い平成20年度に設置した。市長の諮問に対する答申や、関係行政機関への意見具申を行うことにより、市民の福祉向上に寄与することを目的としている。

なお、審議会の所掌事項は福祉全体にわたり、各分野ごとに専門性を持って調査・審議を行う必要があるため、専門分科会・部会を設置する。

〔専門分科会・部会の構成〕

区 分		所 掌 事 項	事 務 局
専 門 分科会	民生委員審査専門分科会	・ 民生委員の適否の審査に関する事項 ・ 民生委員推薦会の推薦者に対する意見 など	地域福祉課
	障害者福祉専門分科会	・ 身体障害者の福祉に関する事項 ・ 知的障害者の福祉に関する事項 など	障害者福祉課
	児童福祉専門分科会	・ 児童の福祉に関する事項 ・ 母子の福祉に関する事項 など	子ども未来部 総務
	老人福祉専門分科会	・ 老人の福祉に関する事項 など	長寿支援課
部 会	障害者福祉専門分科会審査部会	・ 身体障害者の障害程度に関する事項 など	障害者福祉課

4. 民生委員児童委員協議会助成・一斉改選事業

事業名 民生委員児童委員協議会助成・一斉改選事業 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	昭和 23 年度		
8 年度予算	78,269千円	前年度決算	81,628千円
補 助 率	—	根拠法令等	民生委員法

目 的 地域住民の相談に応じ必要な支援を行う民生委員児童委員活動は、地域福祉の向上に寄与するものであり、その活動を助成することにより、社会福祉の増進を図る。

事業内容 (1) 協議会は、多様な福祉活動を行うため、研修や広報、定例会での行政等との情報・意見交換を実施する。

(2) 一斉改選とは、3 年毎に全民生委員・児童委員の就退任を同時に行うもので、就任に際しては、久留米市民生委員推薦会の推薦が必要である。

(単位：円)

年度	R4	R5	R6	R7	R8
報償費 (年額/1人)	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000

【民生委員・児童委員】

久留米市民生委員推薦会の推薦を受け、厚生労働大臣より委嘱。

○職務 (民生委員法第14条・児童福祉法第17条)

①住民の生活状況を必要に応じて把握し、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

②福祉事務所その他の関係機関に協力する。

③高齢者、母子家庭、心身障害者、生活保護等の相談、助言及び援助を行う。

④民生委員は児童委員を兼ね、地域の児童、妊産婦の状況について把握し、必要な援助を行う。

○任期 (民生委員法第10条)

3 年 (現在の任期は令和 7 年12月 1 日～令和10年11月30日)

各年度の委嘱状況

(単位：人)

区分 \ 年度	R4	R5	R6	R7	R8
男	211	205	201	195	209
(主任児童委員内訳)	(8)	(8)	(9)	(9)	(10)
女	355	352	360	366	344
(主任児童委員内訳)	(79)	(80)	(79)	(79)	(72)
計	566	557	561	561	553
(主任児童委員内訳)	(87)	(88)	(88)	(88)	(82)
民生委員 1 人当り 平均受持世帯数	282	286	300	304	307

(各年度 4 月 1 日現在)

(1 人当り平均受持世帯数：世帯数/実員数を小数点以下切捨)

5. 保護司会助成事業

事業名 保護司会助成事業 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	昭和 25 年度		
8 年度予算	2, 322千円	前年度決算	2, 322千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 犯罪をした人の更生を助け、犯罪予防のための諸啓発活動等を助成することにより、公益の増進を図る。

事業内容 (1) 犯罪をした人の改善及び更生を助け、犯罪の予防を図るための啓発活動
(2) 犯罪をした人の改善及び更生を助け、犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
(3) 犯罪予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

6. 社会福祉法人等指導監査

事業名 社会福祉法人等指導監査 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市に伴う移譲事務)		
8 年度予算	4, 480千円	前年度決算	4, 246千円
補 助 率	—	根拠法令等	社会福祉法、老人福祉法等

目 的 社会福祉法人・社会福祉施設及び届出保育施設等に対して指導監査を実施することにより、適正な運営の確保と利用者に対する福祉サービスの質の向上を図る。

事業内容 指導監査は、関係法令及び国の通知等に基づく指導監査事項等のほか、法人・施設運営の実情を踏まえた指導監査方針を定め実施する。法人・施設の運営が法令の趣旨に沿うよう適正に行われているか、利用者へのサービスの向上が図られているかを把握し指導するものである。定期的な指導監査のほか、問題を有する法人・施設に対しては特別監査を実施する。

対 象 (1) 社会福祉法人
(2) 第一種社会福祉事業を実施する施設
(3) 保育所等
(4) 認可外保育施設 (立入調査)

対象数

社会福祉法人	市社会福祉協議会	1
	保育所等のみを経営する法人	43
	その他法人	22
	計	66
施 設	老人福祉施設	38
	障害者福祉施設	12
	保育所等	50
	届出保育施設等	51
	計	151

指導監査等実施状況

実施年度		令和 7 年度
社会福祉法人		30
施 設		111
	老人福祉施設	12
	障害者福祉施設	4
	保育所等	56
	届出保育施設等	39

※令和 8 年 4 月 1 日現在

7. 生活支援体制整備事業

事業名 生活支援体制整備事業 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	平成 27 年度		
8 年度予算	48,174 千円	前年度決算	48,498 千円
負担割合	繰入金23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目 的 すべての地域住民が、住み慣れた地域のなかで、地域の人々と交流し、不安や孤独を感じることなく安心して在宅生活を続けていくことができるように、地域住民組織を中心として、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人や協同組合、事業者等、さらには元気な高齢者など多様な主体が協力して、多様な生活支援を重層的に提供する支え合いの仕組みづくりを行う。

事業内容

- (1) 関係者のネットワーク化やサービスの担い手の養成などを行う「生活支援コーディネーター」を配置する。
- (2) 生活支援サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化に加え、多様な地域課題を検討できる場（協議体）として、校区コミュニティ組織の区域ごとに「支え合い推進会議」、市全体を対象に「支え合い推進部会」を設置し、支え合いの仕組みづくりに取り組む。

○支え合い推進会議設置校区数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
設置校区数	5	13	10	9	7	1	1	46

(令和4年度に全校区で設置完了)

Ⅳ. 援護・その他

1. 行旅病人及び行旅死亡人

事業名 行旅病人及び行旅死亡人 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	明治32年度		
8年度予算	2,538千円	前年度決算	1,051千円
補助率	—	根拠法令等	行旅病人及び行旅死亡人取扱法 墓地、埋葬等に関する法律

目的 救護者のいない行旅中の病人(行旅病人)や引取者のいない行旅中の死亡人(行旅死亡人)の救護及び処置を行い、社会福祉の増進を図る。

事業内容 (1) 行旅病人 親族を確認後、親族に連絡。事情によっては生活保護での対応。

(2) 行旅死亡人 火葬後、その旨の公告を行い市納骨堂に安置。

(3) 引取人がない遺体 遺体を引き取り火葬。遺骨は市納骨堂で一時保管。

行旅死亡人処理公告件数 (単位：件)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	0	0	0	1	0

引取人がない遺体 (単位：件)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	6	13	27	20	18

2. 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

事業名 戦傷病者・戦没者遺族等の援護 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	—		
8年度予算	27千円	前年度決算	4,856千円
補助率	—	根拠法令等	恩給法 戦傷病者戦没者遺族等援護法

目的 国家補償の精神に基づき、戦傷病者及び戦没者遺族等に対して恩給・弔慰金・給付金等が支給されており、久留米市ではこれらの請求等を受付後、県へ書類提出等の事務を行っている。

事業内容 (1) 恩給

恩給受給者死亡時における失権届の提出及び恩給欠格者の書状等の請求事務。

(2) 給付金

戦没者及び戦傷病者の妻等に対する特別給付金請求受付事務。

(3) 弔慰金

恩給法の公務扶助料、援護法の遺族年金等の年金給付を受ける遺族がいない場合に、一定範囲の遺族に対して支給される特別弔慰金請求受付事務。

3. 戦没者慰霊祭

事業名 戦没者慰霊祭 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	昭和28年度		
8年度予算	3,423千円	前年度決算	3,375千円
補助率	—	補助率	—

目的 戦没者の冥福を祈り遺族を慰めるとともに、平和を祈念する。

事業内容 忠霊塔等に安置されている戦没者の冥福を祈り遺族を慰め、平和を祈念するための戦没者慰霊祭を、毎年久留米市主催で実施している。

4. 要援護団体助成事業

事業名 要援護団体助成事業 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	—		
8年度予算	2,208千円	前年度決算	1,908千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 要援護団体（遺族連合会・被爆者の会）の平和の尊さを訴える諸活動等を助成することにより、公益の増進を図る。

事業内容 (1) 久留米市遺族連合会
平和事業（慰霊祭等）の開催及び会員相互の相談・扶助等の活動に対する補助
(2) 久留米被爆者の会
核廃絶等の平和事業活動及び会員相互の相談・扶助等の活動に対する補助
※7年度は、補助金交付なし

5. 災害見舞金支給事業

事業名 災害見舞金支給事業 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	昭和49年度		
8年度予算	1,891千円	前年度決算	889千円
補助率	国・県3/4 (災害弔慰金のみ)	根拠法令等	久留米市災害弔慰金の支給等に関する条例

目的 火災や自然災害等で死亡、障害が残った時及び住居に被害を受けた時に、弔慰金及び見舞金等を支給することで、市民の福祉及び生活の安定に資する。

事業内容

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した時

主たる生計者 500万円 その他の者 250万円

(2) 災害障害見舞金

自然災害により著しい障害が残った時

主たる生計者 250万円 その他の者 125万円

(3) 災害見舞金等

	1世帯又は1人当たり	1人世帯	久留米市に住民登録をしていない者
全焼・全壊・流出・埋没	100,000円	60,000円	左記の額の それぞれ1/2
半焼・半壊	50,000円	30,000円	
床上浸水	30,000円	20,000円	
死亡者・行方不明者	200,000円		40,000円
重傷者	50,000円(3か月以上の入院) 30,000円(1か月以上～3か月未満の入院)		5,000円
被災者	寝具等の給与		

※令和3年8月11日からの大雨に係るものについては、上記の額の倍額を支給した。

災害見舞金等交付状況

(件・円)

区分	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
全焼	8	720,000	6	520,000	14	1,180,000	8	720,000	4	320,000
全壊	0	0	0	0	13	1,220,000	0	0	0	0
半焼	0	0	0	0	0	0	1	50,000	0	0
半壊	70	5,740,000	0	0	369	16,110,000	1	20,000	0	0
浸水	427	22,380,000	3	90,000	728	18,960,000	4	120,000	3	70,000
死亡	2	400,000	4	800,000	3	600,000	2	400,000	2	400,000
重傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝具給与	13	208,780	18	295,020	372	6,491,130	26	467,610	2	98,725
弔慰金	0	0	0	0	1	5,000,000	0	0	0	0
合計	520	29,448,780	31	1,705,020	1500	49,561,130	42	1,777,610	11	888,725

6. 災害援護資金貸付事業

事業名 災害援護資金貸付事業 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	昭和49年度		
8年度予算	3,500千円	前年度決算	0千円
補助率	—	根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する法律

目的 自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、市民の福祉及び生活の安定に資する。

事業内容 (1) 資格

災害を受けた当時、久留米市に住所を有する世帯主。

(2) 貸付額

①世帯主が1か月以上の療養を必要とする傷病を受け、かつ

- ・家財の被害が1／3以上及び住居の被害がない場合 1,500,000円
- ・家財の損害、かつ住居の損害がない場合 2,500,000円
- ・住居が半壊した場合 2,700,000円
- ・住居が全壊した場合 3,500,000円

②世帯主の負傷がなく、かつ

- ・家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 1,500,000円
- ・住居が半壊した場合 1,700,000円
- ・住居が全壊した場合 2,500,000円
- ・住居の全体が滅失した場合 3,500,000円

(3) 利息

保証人あり 無利子

保証人なし 措置期間中無利子 措置期間後1%

(4) 償還方法

元利均等償還

(5) 貸付状況

令和3年度 1件 1,500千円

令和5年度 9件 15,667千円

※平成25年度以降、貸付実績のある年度のみ記載

7. り災証明書交付

事業名 り災証明書交付 (担当課 生活支援第1課)

目的 大雨・地震等の自然災害によるり災について、り災証明書の交付を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援を行う。

事業内容 自然災害による住家等のり災について、被害調査結果に基づいて、り災証明書の交付を行う。

り災証明書の交付件数

(単位：件)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	756	51	2,838	27	28

※令和3年度の件数のうち、7月・8月豪雨に関するものが733件

※令和5年度の件数のうち、7月豪雨に関するものが2,763件

8. 生活困窮者自立支援事業

事業名 生活困窮者自立支援事業 （担当課 生活支援第2課）

事業開始年度	平成27年度		
8年度予算	101,566千円	前年度決算	100,182千円
補助率	国3/4～1/2	根拠法令等	生活困窮者自立支援法

目的 平成27年4月1日からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、「久留米市生活自立支援センター」を設置し、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図ることを目的として、様々な理由により生活に困りごとを抱えている市民の方に寄り添い、経済的・社会的自立に向けた支援を行うもの。

事業内容

（1）自立相談支援事業の実施

相談支援員が相談を受け、解決に向けてどのような支援が必要になるのかを相談者と一緒になって考え、具体的な支援計画を作成する。また、支援計画に基づき相談者に寄り添いながら、自立に向けた支援を実施する。

【実績】

区分 \ 年度	R5	R6	R7
新規受付数	1,122 件	1,181 件	1,231 件
プラン作成数	940 件	896 件	914 件
プラン作成率	83.8%	75.9%	74.2%
就労・増収者数	161 件	175 件	223 件

（2）住居確保給付金の利用相談・受付及び受給決定後の支援

離職などにより、住居を失った方や失う恐れのある方に対して、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付「家賃補助」、家計の改善を目的とした転居費用相当分を給付「転居費用補助」の利用相談や受付を行う。また、家賃補助の支給決定後には、就職に向けた支援を実施する。

【実績】

区分 \ 年度	R5	R6	R7	
	家賃補助	家賃補助	家賃補助	転居費用補助
総支給額	11,607 千円	4,315 千円	5,308 千円	252 千円
新規決定件数	41 件	29 件	32 件	3 件
就職件数	17 件	8 件	20 件	

（3）就労訓練事業の利用相談や子どもの学習・生活支援事業の実施（生活保護と一体的に実施）

直ちに一般就労に就くことが困難な方に対して、その方の状況に応じた就労機会を確保し、一般就労に向けた就労訓練を実施する「就労訓練事業」の利用相談や訓練対象者を受け入れる民間企業等とのネットワーク構成を実施する。また、親子の進学意識の醸成や日常的な生活習慣の改善、子どもの自立に向けた動機付けなどを目的として「子どもの学習・生活支援事業」を実施する。

【就労訓練事業認定事業所数】

(単位：件)

種別 \ 年度	R5	R6	R7
介護	15	15	11
小売業	1	1	1
製造業	1	1	1
学習塾	1	1	0
配送センター	1	1	1
飲食業	1	1	1
農業	2	2	1
障害	1	1	1
派遣業	1	1	1
合 計	24	24	18

【就労訓練事業実績】

(単位：人)

種別 \ 年度	R5	R6	R7
新規	生保	1	1
	困窮	0	1
継続	生保	4	3
	困窮	2	0
うち一般就労決定者	0	0	1

【子どもの学習・生活支援事業支援者数】

(生活支援型)

区分 \ 年度	R6	R7
生活保護	高 3	－
	高 2	－
	高 1	8
	中 3	11
	中 2	11
	中 1	8
	小 6	6
	小 5	3
生活困窮	高 3	5
	高 2	5
	高 1	6
	中 3	18
	中 2	7
	中 1	9
	小 6	7
	小 5	5
合計	89	105

(学習支援型)

区分 \ 年度	R6	R7
生活保護	高 3	5 (2)
	高 2	4 (1)
	高 1	5
	中 3	8
	中 2	7
	中 1	4
	中 1	9
生活困窮	高 3	5
	高 2	1 (1)
	高 1	8
	中 3	16
	中 2	4
	中 1	5
合計	44	81

※()内の数字は未就学者の人数を表す。(中学既卒者、中退者)

(4) 就労準備支援事業の実施（生活保護と一体的に実施）

一般雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、有期で就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を計画的かつ一貫して支援し、就労に必要な基礎能力の獲得を目指すもの。

事業開始：平成28年度

【実績】

(単位：人)

種別 \ 年度		R5	R6	R7
新規登録	生保	13	11	59
	困窮	11	9	6
修了者	生保	15	20	8
	困窮	6	14	5

(5) 家計改善支援事業の実施

家計に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付のあっせんを行うことなどにより、家計面での自立を助長する。

事業開始：平成28年度

【実績】

(単位：件)

種別 \ 年度		R5	R6	R7
新規受付		561	578	573
面談		974	877	810
同行支援		588	559	497
プラン作成		656	667	552
貸付斡旋（※）		22	20	13

※貸付斡旋：社会福祉協議会の生活福祉資金等の貸付制度を利用する場合に本人の家計収支状況や実現可能な返済計画案を提出し、貸付実行を促すもの。貸付実行までの審査期間が短くなることも多い。

(6) 居住支援事業（シェルター事業）の実施

住居を持たず、所得が一定額未満の生活困窮者に対して、有期で衣・食・住を供与するとともに、自立相談支援事業と緊密に連携しアセスメントを行い、自立に向けた支援を行うもの。

事業開始：平成28年度

【実績】

(単位：人)

種別 \ 年度		R5	R6	R7
利用状況		3.8 人/月	3.8 人/月	3.8 人/月
新規利用		18	16	9
終了者		16	15	7
生活保護申請者数		5	5	1
就職者数		5	5	6

(7) 地域居住支援事業の実施

現在の住居を失う恐れのある、または失った住宅確保要配慮者に対し、住居の確保に関する支援、地域社会との交流の促進、居住を安定して継続するための支援を行うもの。

事業開始：令和7年度

【実績】 (単位：件)

種別 \ 年度	R7
相談登録件数	111
入居成約件数	66
入居後の定着支援	40

(8) 社会資源活用促進事業の実施

社会的弱者や困窮者の孤立を防ぎ、地域で支えていくことを目的に、交流やつぶやきの場、就労訓練の場として「地域食堂」を活用することで支え合いの取り組みを支援するもの。

事業開始：平成30年度

【実績】 (単位：人)

種別 \ 年度	R5	R6	R7
営業日数	306 日	300 日	309 日
利用人数	30,557 人	32,354 人	32,370 人
平均開催日数	25.5 日/月	25.0 日/月	25.8 日/月
平均利用者数	99.9 人/回	107.9 人/回	104.7 人/回

9. 住民税非課税世帯等給付金給付事業

事業名 物価高騰対応重点支援給付金給付事業 (担当課 健康福祉部総務)

事業開始年度	令和6年度		
8年度予算	—	前年度決算	65,724千円
補助率	国10/10	根拠法令等	市要綱

目的 エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯(住民税非課税世帯等)に対して、生活・暮らしの支援を行う観点から、給付金を支給するもの。

事業内容 対象世帯に対して、1世帯あたり3万円の給付金を支給する。
併せて、住民税非課税世帯への給付の加算(こども加算)として、18歳以下の児童1人当たり2万円を支給する。

給付スケジュール等

令和6年12月18日 定例議会にて補正予算成立
令和7年1月20日 コールセンター開設
1月27日 市民対応窓口・事務センター開設
2月3日 通知書発送開始
2月12日 確認書発送開始
2月21日 給付開始

対象世帯等

対象世帯	基準日（令和6年12月13日）に久留米市に住民登録があり、令和6年度分の世帯全員の住民税が非課税である世帯 住民税課税者の被扶養者のみで構成されている世帯は支給対象外		
給付額	3万円（1世帯あたり） 2万円（児童1人あたり）		
支給市町村	令和6年12月13日に住所地のある市町村		
手続方法	[通知書方式] 市が口座登録のある該当世帯に通知書を発送する。 辞退者以外提出不要。	[確認書方式] 市が該当世帯に支給要件確認書を発送し、返送。 書類審査後に支給。	[申請方式] 市民が市に申請書を提出。 書類審査後に支給。
申請期限	令和7年5月30日		

支給実績

	通知書	確認書	申請書（※）
送付件数	31,739世帯	3,484世帯	—
支給件数	31,382世帯	2,873世帯	431世帯
支給割合	98.9%	82.5%	—
支給額（世）	941,460千円	86,190千円	12,930千円
支給額（子）	104,560千円（5,228人）		
支給額 計	34,686世帯 1,145,140千円		

※非課税世帯における申請書とは、住民税の賦課基準日以降（R6.1.2～）の転入者など、本市において税情報や口座情報を把握していない給付対象世帯に対して取り扱ったもの。

■歳出

項 目	予算額	決算額
事業費	1,280,000千円	1,145,140千円
事務費	105,000千円	45,005千円
合 計	1,385,000千円	1,190,145千円

※当事業は、地方創生臨時交付金10/10の財源を受けて実施するもの

公的扶助

1. 生活保護

事業名 生活保護 (担当課 生活支援第1・2課)

事業開始年度	昭和25年度		
8年度予算	12,100,759千円 (生活保護費) 4,185千円 (就労給付金) 6,400千円 (進学給付金)	前年度決算	11,714,326千円 (生活保護費) 3,516千円 (就労給付金) 2,400千円 (進学給付金)
補助率	国3/4	根拠法令等	生活保護法

目的 生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として設けられた制度であり、すべての国民は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。ただし、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助等は、すべて生活保護に優先して行われるものである。

事業内容

(1) 保護の種類

生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助・就労自立給付金・進学就職準備給付金があり、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行う。

生活扶助	① 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの ② 移送
住宅扶助	① 住居 ② 補修その他住宅の維持に必要なもの
教育扶助	① 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 ② 義務教育に伴って必要な通学用品 ③ 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの
医療扶助	① 診察 ② 薬剤又は治療材料 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送
介護扶助	① 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。） ② 福祉用具 ③ 住宅改修 ④ 施設介護 ⑤ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。） ⑥ 介護予防福祉用具 ⑦ 介護予防住宅改修 ⑧ 移送
出産扶助	① 分べんの介助 ② 分べん前及び分べん後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
生業扶助	① 生業に必要な資金、器具または資料 ② 生業に必要な技能の修得 ③ 就労のために必要なもの ④ 高等学校修学のために必要なもの
葬祭扶助	① 検案 ② 死体の運搬 ③ 火葬又は埋葬 ④ 納骨その他葬祭のために必要なもの
就労自立給付金	① 保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給 ② 上限額 単身世帯10万円、複数世帯15万円
進学・就職準備給付金	① 高校等卒業後に大学等に進学または就職する被保護者を対象とし、進学または就職に伴い、保護廃止する場合に進学・就職時の新生活立上げ費用として一括支給 ② 上限額 引き続き同じ住居に住む場合10万円、転居する場合30万円

(2) 保護の動向

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
世帯数（世帯）		128,716	129,527	130,900	133,028	131,414
人口（人）		303,316	302,275	301,654	300,240	296,827
被保護世帯数（世帯）		5,289	5,291	5,287	5,343	5,344
被保護人員（人）		6,615	6,538	6,469	6,498	6,451
保護率 （%）	市	2.18	2.16	2.15	2.16	2.15
	県	2.35	2.32	2.32	2.30	2.26
	全国	1.62	1.63	1.62	1.61	1.61

※世帯数・人口は各年10月1日現在推計人口

※保護率は当該年度の前年度10月1日現在の人口を算出基礎としている（保護率算出基礎人口）

※被保護世帯数・被保護者人員は年度平均

(3) 標準3人世帯の生活扶助基準額（平均月額）の年次推移

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
基準額（円）		138,940	138,940	142,500	144,290	144,290
前年比（円）		±1,770	±0	±3,560	+1,790	±0
指数（%）		101	100	102	101	100

※標準3人世帯とは、33歳(男)・29歳(女)・4歳(子)の3人で構成される世帯

※令和3年度以降の基準額は、世帯当たりの最低生活費のうちの生活扶助額であり、冬季加算（Ⅵ区5/12）を含め年平均としたもの(指数については前年度時点の同条件による算出額との比較)(参考:福岡県の生活保護)

(4) 扶助別扶助費状況

(単位：千円)

年度 区分	R3		R4		R5		R6		R7	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	金額	構成比	金額	構成比	金額
総 額	11,202,625	－	11,186,639	－	11,379,902	－	11,418,200	－	11,714,326	－
生活扶助	2,964,413	26.5%	2,905,528	26.0%	2,876,413	25.3%	2,854,525	25.0%	2,848,572	24.3%
住宅扶助	1,512,054	13.5%	1,520,181	13.5%	1,519,231	13.3%	1,521,658	13.3%	1,534,105	13.1%
教育扶助	41,999	0.4%	38,964	0.4%	36,057	0.3%	34,410	0.3%	36,743	0.3%
医療扶助	6,322,662	56.4%	6,359,470	56.9%	6,602,802	58.0%	6,649,192	58.2%	6,915,437	59.0%
介護扶助	294,814	2.6%	295,727	2.6%	280,719	2.5%	293,475	2.6%	302,256	2.6%
そ の 他	66,683	0.6%	66,769	0.6%	64,680	0.6%	64,940	0.6%	77,213	0.7%

(5) 世帯類型別被保護世帯数

(単位：世帯)

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数
総 数	5,289	-	5,291	-	5,287	-	5,342	-	5,344	-
高齢者世帯	2,757	52.1%	2,808	53.1%	2,810	53.2%	2,864	53.6%	2,859	53.5%
母子世帯	252	4.8%	238	4.5%	228	4.3%	213	4.0%	196	3.7%
障害者世帯	764	14.4%	792	15.0%	816	15.4%	827	15.5%	853	16.0%
傷病者世帯	849	16.1%	811	15.3%	799	15.1%	808	15.1%	816	15.2%
その他及び 停止中	667	12.6%	642	12.1%	634	12.0%	630	11.8%	620	11.6%

* 各年度平均

(6) 労働力類型別世帯の状況

(単位：世帯)

区分 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
総 数		5,289	5,291	5,287	5,342	5,344
働いている世帯主が 世帯にいる世帯	計	604	634	657	678	687
	常用	382	368	359	335	315
	日雇	34	35	32	36	32
	内職	174	217	250	291	327
	その他	14	14	16	16	14
世帯員が働いている世帯		85	87	82	72	66
働いている者のいない世帯		4,589	4,562	4,537	4,583	4,582
停 止 中 等		11	8	11	9	9

* 各年度平均

(7) 病類別医療扶助人員の状況

(単位：人)

区分 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
入 院	精神	196	175	170	167	169
	その他	185	188	191	200	211
	小計	381	363	361	367	380
入 院 外	精神	75	60	51	40	38
	その他	5,148	5,175	5,131	5,214	5,145
	小計	5,223	5,235	5,182	5,254	5,183
合 計		5,524	5,604	5,598	5,621	5,563

* 各年度3月31日時点

(8) 開始理由別被保護世帯

(単位：世帯)

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数
総 数	610	－	561	－	626	－	667	－	606	－
世帯主の傷病	106	17.4%	102	18.2%	118	18.9%	113	17.0%	98	16.1%
世帯員の傷病	3	0.5%	4	0.7%	5	0.8%	4	0.6%	1	0.1%
要介護状態	19	3.1%	16	2.9%	18	2.9%	18	2.7%	13	2.1%
稼働者の死亡・離別	31	5.1%	22	3.9%	23	3.7%	25	3.7%	30	5.0%
勤労収入の減少等	114	18.7%	70	12.5%	106	16.9%	89	13.3%	95	15.7%
預金・仕送りの減少等	244	40.0%	217	38.7%	260	41.5%	317	47.5%	278	45.9%
他管内からの転入	52	8.5%	90	16.0%	40	6.5%	65	9.7%	47	7.8%
そ の 他	41	6.7%	40	7.1%	56	8.9%	36	5.5%	44	7.3%

(9) 廃止理由別被保護世帯

(単位：世帯)

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数
総 数	551	－	581	－	603	－	628	－	657	－
世帯主の治癒	0	0%	0	0%	2	0.3%	0	0%	0	0%
世帯員の治癒	0	0%	0	0%	0	0%	0	0.1%	0	0%
死亡・失踪	238	43.2%	276	47.5%	266	44.1%	286	45.6%	387	58.9%
勤労収入の増加等	66	12.0%	72	12.4%	99	16.4%	83	13.2%	90	13.7%
年金・仕送りの増加等	53	9.6%	39	6.7%	44	7.3%	50	8.0%	38	5.8%
施設入所等	11	2.0%	13	2.2%	19	3.2%	11	1.8%	7	1.1%
他管内への転出	36	6.5%	48	8.3%	37	6.1%	46	7.3%	20	3.0%
そ の 他	147	26.7%	133	22.9%	136	22.6%	151	24.0%	115	17.5%